

【一宮市犯罪被害者等支援条例（素案）】市民意見提出制度に寄せられた意見と市の考え方

●募集期間 令和5年9月1日(金)～10月2日(月)

●提出件数 3件 (2名)

番号	該当条文	意見の要旨	市の考え方
1	第8条第3項	「市営住宅への入居」ということだが、市営住宅と記入することにより居住地が犯罪者にバレてしまうヒントになりかねないのではないか。	国の法律では、地方公共団体に公営住宅への入居における特別の配慮を講じるよう規定しており、本項はこれに基づき規定するものです。 もとより、個人情報には法律により厳格に保護されていますので、いただいたご意見は、実際の相談支援において配慮すべき事項とさせていただきます。
2	第7条第2項	窓口に専従の担当者を配置する旨を条項に書き加えてほしい。専従の担当者は、男女それぞれ1名以上、可能であれば、対人専門職(例えば、社会福祉士)がいるとより効果的な支援が行えるのではないか。	具体的な支援体制については、対人専門職が相談に対応できるよう庁内連携を行い、適切な運営に努めてまいります。
3	-	第7条(相談及び情報の提供)と、第8条(経済的負担の軽減等)の規定に基づく施策は多岐にわたるものともいえるが、必要十分な支援を行うために、支援を行うための財政上の措置を講ずるよう努める旨を規定してほしい。	具体的な施策に伴う予算措置は毎年度検討していくこととなりますが、条例を制定することで、財政上の措置を講ずる施策の根拠になると考えます。